

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案委員会修正要旨

この法律の施行後三年を目途として検討を加えるべき事項に、精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に
関する精神障害者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方を追加する。